

青色Q&A

Q. 青色申告って何？

A. 青色申告とは、日々の取引を帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をする制度で、青色申告者は、多くの特典を受けることができ税金の節税ができます。

Q. 青色申告はどんな人ができるの？

A. 青色申告ができる人は、不動産所得、事業所得及び山林所得のある人です。

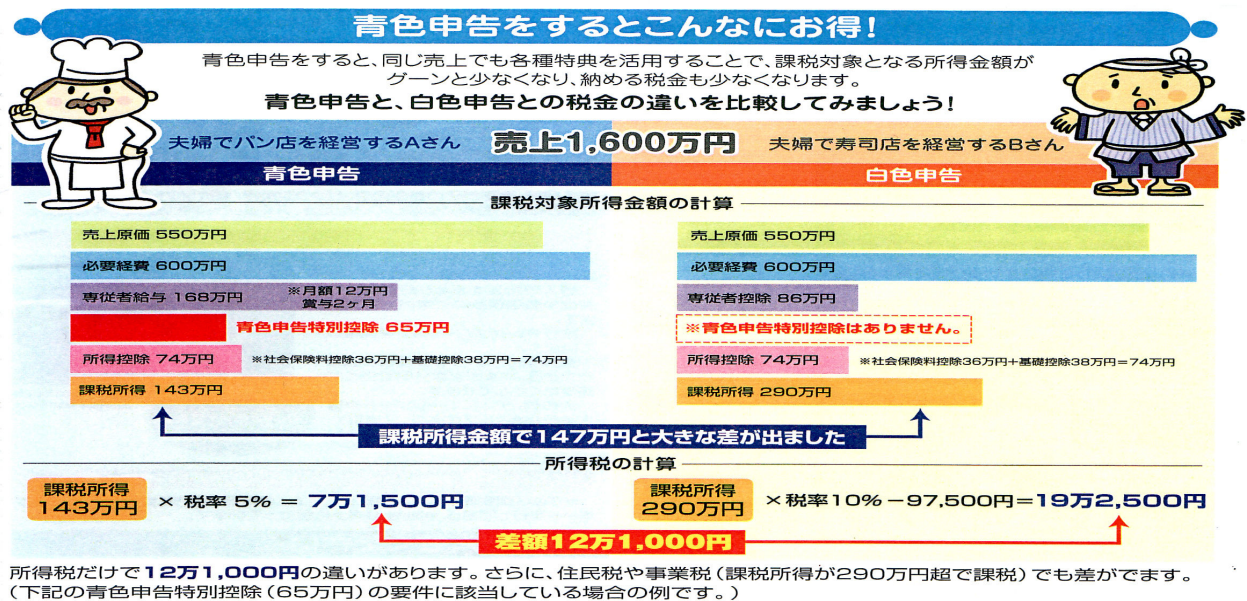
Q. 青色申告をするにはどのような手続きが必要なのか？

A. 青色申告を行なうには、青色申告しようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以降新たに業務を開始した場合には、その業務の開始の日から2ヶ月以内)に「**青色申告承認申請書**」を税務署長に提出します。

Q. 青色申告の特典で何があるの？

A. 青色申告の特典は約60種類あり、その中で多く利用されているものに、「**青色申告特別控除**」、「**青色事業専従者給与**」、「**貸倒引当金**」、「**純損失の繰越控除・繰戻還付**」があります。

Q. 青色申告と白色申告とではどれくらい税金がちがうの？



Q. 帳簿の記帳について何もわからないのですが？

帳簿の記帳は、複式簿記による記帳または簡易帳簿による記帳を行ないます。

また、最近では**会計ソフト**を利用しての記帳をする方も増えています。

青色申告会では帳簿の記帳が始めての方でも安心して相談していただけるよう、相談は個別指導で行なっております。 [入会フォーム](#)へ